



平成26年9月17日

各 位

会 社 名 住石ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 長 崎 駒 樹
(コード番号 1514 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役専務執行役員 谷 口 信 一
(TEL 03-5733-9901)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社の子会社住石マテリアルズ株式会社(以下、住石マテリアルズ)が、オーストラリアの石炭鉱山の運営会社である Wambo Coal Pty Ltd(以下、ワンボ社)から提起されていた控訴審について、本日、判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

住石マテリアルズが平成13年6月以降保有しているワンボ社発行のBクラス株式の配当金につき、ワンボ社は同社の取締役の裁量権に服するとの主張に基づき、平成22年3月末を支払い期限とする配当金及びそれ以降の配当金の支払いについて、配当決議を留保ないし配当金額を制限するなどに至りました。このため、住石マテリアルズはワンボ社及びその親会社のピーボディ豪州鉱山会社と問題解決のための話し合いを続ける一方、裁判による救済を求めて、平成22年7月14日に提訴するに至り、平成25年3月25日付でオーストラリア国ニューサウスウェールズ州最高裁判所より住石マテリアルズ勝訴の判決が言い渡されました。

その後、ワンボ社は当該判決を不服として平成25年8月2日付で控訴しましたが、本日控訴審において却下され、住石マテリアルズが勝訴した第一審判決が確定しました。

なお、本訴訟の経緯につきましては、以下の当社WEBサイトにも掲載しておりますのでご参照下さい。

当社WEBサイト <http://www.sumiseki.co.jp/>

- ・平成25年3月26日開示 「訴訟の判決に関するお知らせ」
- ・平成25年8月 5日開示 「当社の子会社に対する控訴の提起に関するお知らせ」

2. 判決の内容

控訴審においても、住石マテリアルズの主張が認められ、同社の勝訴となりました。

3. 今後の見通し

なお、本判決が当社連結業績へ与える影響につきましては現在精査中であり、今後、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上